

掛川市規則第25号

掛川市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年9月30日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市住民投票条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、掛川市住民投票条例（平成26年掛川市条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、条例の実施のため必要な事項を定めるものとする。

### (実施請求書)

第2条 条例第6条第1項の実施請求書は、住民投票実施請求書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第6条第1項の趣旨は、1,000字以内で記載しなければならない。

### (代表者証明書)

第3条 条例第6条第1項の代表者証明書は、住民投票実施請求代表者証明書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第6条第1項の規定による申請は、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第3号）により行うものとする。

### (署名簿)

第4条 条例第7条第1項の署名簿は、住民投票実施請求者署名簿（様式第4号）によるものとする。

### (署名等の記載)

第5条 条例第7条第1項の署名等（印を押すことを除く。次項において同じ。）は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字又は市長が認める記号によるものとし、かつ、判読しうるものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、署名等は、盲人が点字（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）別表第1に定める点字をいう。以下同じ。）で自書することによりすることができる。

3 住民投票の実施の請求者（以下「請求者」という。）は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときは、投票資格者（代表者及び当該代表者の委任を受けて当該投票資格者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者（次項において「代筆者」という。）による当該請求者の氏名の記載は、条例第7条第1項の規定による請求者の署名とみなす。

4 代筆者が請求者の氏名を署名簿に記載する場合においては、代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名をしなければならない。

### (署名等の委任)

第6条 条例第7条第2項に規定する代表者の委任状は、住民投票実施請求署名収集委任状（様式第5号）によるものとする。

2 条例第7条第3項の規定による届出は、住民投票実施請求署名収集委任届出書（様式第6号）によるものとする。

（審査名簿の調製）

第7条 条例第9条第1項の規定により調製する審査名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日その他市長が必要と認める事項を記載するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審査名簿に関し必要な事項については、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）に規定する選挙人名簿の例による。

（住民投票実施の請求等）

第8条 条例第4条第1項の規定による請求は、代表者が条例第10条第6項の規定による署名簿の返付を受けた日から5日以内に、条例第6条第2項の規定により市長から返付された実施請求書に条例第10条第1項に基づく署名簿の効力を証明する書面及び当該署名簿を添えてこれをしなければならない。

2 前項の署名簿の効力を証明する書面は、住民投票実施請求署名収集証明書（様式第7号）によるものとする。

3 第1項の規定による請求があった場合において、署名簿の有効署名等の総数が必要署名者数に達しないとき、又は第1項に規定する期間を経過しているときは、市長は、これを却下しなければならない。

（投票資格者名簿の調製）

第9条 条例第15条第1項の規定により調製する投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日その他市長が必要と認める事項を記載するものとする。

2 前項に定めるもののほか、投票資格者名簿に関し必要な事項については、法に規定する選挙人名簿の例による。

（投票管理者及び投票立会人）

第10条 条例第17条に規定する投票管理者は、投票資格者の中から掛川市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が選任する。

2 委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。

3 条例第17条に規定する投票立会人は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人を委員会

が選任する。

(期日前投票)

第11条 条例第20条第1項の規定による期日前投票は、投票日に法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、条例第12条第2項に規定する告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票の投票所において行うものとする。

(不在者投票)

第12条 条例第20条第2項の規定による不在者投票は、前条に規定する投票人が、不在者投票管理者(令第55条第2項から第4項までの規定の例により置く不在者投票管理者をいう。)の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行うものとする。

2 前項の規定によるほか、不在者投票は、前条に規定する投票人のうち法第49条第2項に規定する身体に重度の障害があるものに該当する者が、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを同項に規定する郵便等により送付する方法により行うものとする。

(点字投票)

第13条 条例第20条第3項の規定による点字による投票(以下「点字投票」という。)は、盲人である選挙人が投票管理者に申し立てることにより行うものとする。

2 点字投票を行う投票人は、点字投票である旨を表示した投票用紙(以下「点字用の投票用紙」という。)に、付議事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と点字により自書しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

- (1) 点字用の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対を自書しないもの
- (4) 賛成及び反対をともに記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの

(代理投票)

第14条 条例第20条第4項の規定による代理投票は、心身の故障その他の事由により、○の記号を自書することができない投票人が、投票管理者に申請することにより行うものとする。

(開票管理者及び開票立会人)

第15条 条例第22条に規定する開票管理者は、投票資格者の中から委員会が選任する。

- 2 委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。
- 3 条例第22条に規定する開票立会人は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、3人を委員会が選任する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

住民投票実施請求書

年 月 日

（あて先）掛川市長

実施請求代表者 住所  
氏名 ⑩

掛川市住民投票条例第4条第1項の規定により、住民投票の実施を請求します。

- 1 住民投票に付そうとする事項
- 2 住民投票に付そうとする事項の趣旨

（注）

- 1 住民投票に付そうとする事項は、住民が容易に内容を理解できる事項としてください。
- 2 住民投票に付そうとする事項の趣旨は、1,000字以内で記載してください。

住民投票実施請求代表者証明書

氏名	
住所	

上記の者は、について賛成又は反対を  
問う住民投票の実施請求代表者であることを証明します。

併せて、掛川市住民投票条例第6条第3項の規定により次のとおり通知します。

年 月 日現在の投票資格者の総数の6分の1の数	
-------------------------	--

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

実施請求代表者 住所  
氏名 ⑩

掛川市住民投票条例第6条第1項の規定により、  
について賛成又は反対を問う住民投票に係る住民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

（注）住民投票実施請求書を添付してください。



様式第4号（第4条関係）

（1枚目）

年 月 日

住民投票実施請求者署名簿

（2枚目以降）

選挙管理委員会使用欄		署名 年月日	住所	生年月日	氏名	印	代筆した場合（心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときのみ代筆を行うことができます。）				備考
有効 無効 の印	番号						代筆者の 住所	代筆者の 生年月日	代筆者の 氏名	代筆者の 印	
		年 月 日	掛川市	年 月 日			掛川市	年 月 日			
		年 月 日	掛川市	年 月 日			掛川市	年 月 日			
		年 月 日	掛川市	年 月 日			掛川市	年 月 日			
		年 月 日	掛川市	年 月 日			掛川市	年 月 日			
		年 月 日	掛川市	年 月 日			掛川市	年 月 日			
		年 月 日	掛川市	年 月 日			掛川市	年 月 日			
		年 月 日	掛川市	年 月 日			掛川市	年 月 日			
		年 月 日	掛川市	年 月 日			掛川市	年 月 日			
		年 月 日	掛川市	年 月 日			掛川市	年 月 日			

（注）署名審査の終了後、掛川市住民投票条例第10条第2項の規定により、この署名簿の縦覧を行います。

住民投票実施請求署名収集委任状

次の者に対し、について賛成又は反対を  
問う住民投票に関して、住民投票実施請求者署名簿に住民投票実施請求のための署名等を求める  
ことを委任する。

氏名	
住所	

年 月 日

委任者（実施請求代表者）  
住所  
氏名

㊞

住民投票実施請求署名収集委任届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者（実施請求代表者）  
住所  
氏名 ⑩

次の者に対し、 について賛成又は反対を  
問う住民投票に関して、住民投票実施請求者署名簿に住民投票実施請求のための署名等を求める  
ことを委任したので、掛川市住民投票条例第7条第3項の規定により届け出ます。

受任者	氏名	
	住所	
委任した年月日	年 月 日	

住民投票実施請求署名収集証明書

について賛成又は反対を問う住民投票の  
実施を請求するため、 年 月 日付で実施請求代表者 から提出の  
あった署名簿の審査の結果は次のとおりである。

- 1 署名簿の提出冊数 冊
- 2 審査終了年月日 年 月 日
- 3 審査結果

総 数	
有効署名数	
無効署名数	

- 4 審査名簿に登録されている者の総数の6分の1の数

以上により、審査名簿に登録されている者の総数の6分の1以上の有効署名数が  
( あった ・ なかった ) ことを証明する。

年 月 日

掛川市選挙管理委員会委員長 氏 名 印